

2024年1月18日

Quint-Seal Compliance Note: 貨物の把握 (Quint-Seal Compliance Note: Know Your Cargo)

米国の5つの政府機関(司法省、商務省産業安全保障局、国土安全保障省国土安全捜査局、国務省防衛取引管理局、財務省外国資産管理局)は2023年12月11日、[コンプライアンスノート「Know Your Cargo\(貨物の把握\)」](#)(以下「[コンプライアンスノート](#)」)を連名で公表しました。この中では、輸送セクターにおいて悪意のある人物がよく用いる手法、海事産業やその他の輸送産業にとっての最良慣行のほか、執行措置の例が挙げられています。

このコンプライアンスノートは、船主、傭船者、輸出業者、管理者、ブローカー、海運会社、フレートフォワード、商品取引業者、(再)保険会社をはじめとする金融機関など、海事セクターのすべての企業を対象にしたガイダンスとなっています。

最良慣行

このコンプライアンスノートは、[Sanctions Advisory for the Maritime Industry](#)(海事産業に対する制裁勧告)(2020年5月14日付)や、[Advisory for the Maritime Oil Industry](#)(海事石油産業に対する勧告)(2023年10月12日付)など、海事産業における制裁回避に関してOFACより以前公表されたガイダンスを発展させたものです。

この中では、最良慣行として以下の事柄を改めて挙げています。

- リスクに基づいた業務コンプライアンス方針、手順、行動規範および防護策を書面で作成し、それを実施、順守する。
- 所在地や識別追跡情報の操作や無効化が以前に行われていないか確認するために、船舶や車両の所在地履歴に関してリスクに基づいたデューデリジェンスを実施する。
- 顧客を把握するために強固なデューデリジェンスを実施する。
- 輸送している貨物の真の性質、原産地および仕向地を特定するために、サプライチェーンに関してリスクに基づいたデューデリジェンスを実施する。
- 必要に応じて、各業界およびサプライチェーン全体で情報を共有する。

危険信号

このコンプライアンスノートでは、制裁および輸出規制を逃れようとする兆候ともいえる危険信号として、以下のようものを挙げています。

- 所在地や船舶識別データの操作
- 貨物および船舶書類の改ざん
- 夜間の、またはハイリスクエリアでの瀬取り
- 航海上の規則違反、および正当な理由が見当たらない異常な航路の利用
- 度重なる船籍の変更(フラッグホッピング)
- 所有権構成の隠ぺいや所有権の度重なる変更

また、制裁および輸出規制の回避に対して米国政府が監視と執行を強化している例も紹介されています。

最後に、すべての関係者に対して以下のような助言をしています。

「海事産業およびその他の輸送産業で事業を行う企業は、自社のコンプライアンスの取り組みに注意を怠らず、輸送中の貨物の性質、原産地または仕向地を偽装しようという活動に目を光らせるべきである。制裁および輸出リスクを評価すること、それらのリスクに対処する厳格なコンプライアンス管理を実施すること、そして、輸送している貨物の真の性質、原産地および仕向地を確認することを強く推奨する」

国際輸送産業に携わっている企業および個人(米国、非米国を問わない)は、米国による制裁措置の対象となるリスクがあることを慎重に考慮すべきです。最近の執行措置を見ると、非米国人は、自身の取引に米国と関連のある集合体を巻き込んだ場合、米国人を制裁に違反させているとの理論のもと、民事または刑事責任を問われるおそれがあります。さらに、制裁対象と直接的または間接的に取引をしている非米国企業は、自社の取引が米国と何ら関連がない場合でも、制裁対象者を物的に支援したという理由で制裁を許可する大統領令に基づき、制裁対象に指定されるおそれがあります。

海事産業はロシア産原油に係る上限価格措置(プライスカップ制度)を順守するだけでなく、イランや北朝鮮などの国々への制裁プログラムに関する欺瞞的な海運慣行を発見および阻止する責任もあるということを、このコンプライアンスノートは改めて注意喚起しています。

適用される制裁措置に違反する貿易については保険カバーが適用されないことにご留意ください。また、制裁対象となるリスクの高い管轄区における貿易に従事する前には、関係する当事者、貨物、船舶および取引に関する十分なデューデリジェンスを実施されることをお勧めします。

国際P&Iグループが過去に発行したCircular、[ロシア産原油等に係る上限価格措置\(プライスカップ制度\)に関する続報](#)(2023年5月3日付)、[制裁 - 米国が発行した国際海事報告書への対応](#)(2020年5月21日付)、[制裁 - AISによる監視](#)(2020年5月15日付)も併せてご参照ください。

国際P&Iグループに加入するすべてのクラブが同様のCircularを発行しています。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本Circularはすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。